# いわき市農業委員会第17回総会議事録

会長 草野庄一は、<u>令和4年9月22日(木)午後1時30分</u>、いわき市農業委員会総会を**いわき市役所東分庁舎5階会議室**に招集した。

### 1 出席者(計34名)

### (1) 農業委員(24名)

| 1  | 木田 | テイ子 | 11 | 鈴木  | 理    | 21 | 新妻 | 公二 |
|----|----|-----|----|-----|------|----|----|----|
| 2  | 四家 | 誠   | 12 | 生田目 | 1 祥明 | 22 | 大竹 | 公治 |
| 3  | 志賀 | 幸   | 13 | 菅野  | 綾    | 23 | 木幡 | 仁一 |
| 4  | 草野 | 庄一  | 14 | 石井  | 英毅   | 24 | 蛭田 | 元起 |
| 5  | 田子 | 耕一  | 15 | 新妻  | 信夫   |    |    |    |
| 6  | 藁谷 | 昭夫  | 16 | 平田  | 敬一   |    |    |    |
| 7  | 遠藤 | 重和  | 17 | 箱﨑  | 寿正   |    |    |    |
| 8  | 佐川 | 良平  | 18 | 鈴木  | 義直   |    |    |    |
| 9  | 油座 | 盛明  | 19 | 中根  | まり子  |    |    |    |
| 10 | 岡村 | 泰典  | 20 | 坂本  | 和德   |    |    |    |

### (2) 事務局(10名)

| 事務局長   |        | 酒井 | 直人 |
|--------|--------|----|----|
| 事務局次長  |        | 遠藤 | 敏行 |
| 主任主査兼農 | 農政振興係長 | 草野 | 浩平 |
| 主任主査兼農 | 農地調査係長 | 小川 | 仁一 |
| 農地審査係長 | Ē.     | 府川 | 将人 |
| 農地調査係  | 主査     | 坂本 | 壮示 |
| 農地審査係  | 主査     | 鈴木 | 昌則 |
| 農地審査係  | 主査     | 福田 | 幸士 |
| 農地審査係  | 事務主任   | 西山 | 諒  |
| 農政振興係  | 主査(書記) | 浅川 | 実利 |
|        |        |    |    |

### 2 欠席者

なし

#### 3 会議の概要(注:個人情報に係る箇所を除く。)

事務局 (遠藤次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第17回総会にご参集を いただき、ありがとうございます。

定刻ですので、始めさせていただきます。

初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。

- ◇ 第17回総会議案書
- ◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書
- ◇ 現地調査位置図

【資料1】議案第5号「非農地の判断について」に係る現地調査位 置図

【資料2】令和5年農作業労働賃金標準額の策定に係る中間協議資料(2回目)

【資料番号なし】NOSAI福島発行「収入保険」に係るパンフレット(添書付き)

以上、6点です。

なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書に つきましても、ご用意願います。

事務局 (遠藤次長)

いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしくお願いいたします。

また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナー モードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。

事務局(遠藤次長)

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を 朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。

それでは、議席番号13番の菅野綾委員、お願いいたします。 皆様、ご起立のうえ、黙読ください。

13番 菅野(綾) 委員 【いわき市農業委員会憲章朗読】

事務局

ありがとうございました。

(遠藤次長)

ご着席願います。

# 事務局 (遠藤次長)

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に 基づきまして、会長が招集しております。

それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上 げます。

#### 草野会長

改めまして、こんにちは。

いわき市農業委員会第17回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、農繁期のご多忙な中、まして天候も不順で、晴れ間が見えているうちに稲を刈り取るという時間的な制約がある中でのご出席、しかも本日は全員出席ということで、本当にご苦労様でございます。

心より御礼申し上げます。

「暑さ寒さも彼岸まで」ということで、彼岸に入る少し前から急に朝と晩が冷えてきました。

昨日や今日だと、長袖の上着を羽織らないといられないぐらいの 天気になってきましたね。

今年の天候だと、稲は登熟が進んで低温障害はまずないと思いま す。

逆に、高温障害が心配でしたが、その点も解消されて、作柄は「平 年並み又はやや良」といった話が出ております。

皆様におかれては、日々の水田管理ご苦労様でございます。

さて、先日の「いわき市農業委員会発足50周年記念式典」が無事 に開催できましたこと、これに関しては、事務局の取組もさること ながら、委員の皆様がそれぞれの役割を頑張っていただいた賜物で あります。

改めて、ここに感謝申し上げます。

50周年というと大きな節目で、私も農業委員として少々長くいますので、30周年・40周年・50周年という3つの大きな節目に立ち会えたという点で、大変感慨深いものがありました。

式典においては、福島大学の岩崎由美子先生に「農業・農村の活性化に向けた農業委員会への期待」ということで、ご講演いただきました。

講演の中、また配付されたレジュメの中に、我々が今後向かうべき道が示されていたと思います。

特に印象的だったのは、「農業委員・推進委員は、"オブザーバー" ではない。"当事者"である。」というフレーズでした。

これはごく当たり前の話ですが、それでは「当事者とは一体何か」となると、農業委員と推進委員が一丸となって、地域に根差して委

草野会長

員活動を一生懸命頑張ることだと私は思います。

委員活動を一生懸命行うためには、その地域に対する「思い入れ」 がなくてはなりません。

我々農業委員・推進委員は、地域で生産し、地域で生活する「当事者の視点」を大切にし、事務局は行政実施の専門家集団としてその補佐をする。

そのためには、事務局機能を充実することも不可欠とのことでした。

農業委員・推進委員と事務局との協力関係、励まし合い、学び合いが重要であるということで、簡単には進まないこともありますが、今後の糧の一つになったと思いますので、改めて皆さん頑張っていきましょう。

それから、台風14号に関してですが、もう少しいわき市に近づくのかなと思ったら、幸いにも日本海を北上しながら宮城県・岩手県の方に抜けたということで、稲の倒伏について心配していたところだったのですが、最小限の被害に留まったのかなと思います。

ただ、太平洋上に今、もう1つ熱帯低気圧があり、台風に発達する恐れがあるということで、気象情報を注視しているところであります。

話は変わりますが、私の地元・小川町を走る国道399号線のバイパス道路が9月17日(土)に開通いたしました。

小川町と隣の川内村を結ぶ道路は以前からあったのですが、曲がりくねった区間が多く、運転していて疲れるし、時間もかかる。

そこで新たに、約500メートルのトンネルと約2.8キロメートル、恐らく県内で一番長いと思われるトンネルができました。

川内村まで45分以上かかっていたのが、35分から30分で行けるようになった。

これによって、川内村と小川町、いわき市との交流がこれまで以上に進むのではないかという期待を持っております。

私としても、川内村農業委員会は、私が会長を務めている「浜通り地方農業委員会協議会」の一員でもありますので、先方に電話いたしまして、「いわき市農業委員会もこれまで以上に頑張りますので、有益な情報があれば共有していきましょう」と伝えました。

それから、新型コロナウイルス感染症についてですが、皆さんの 日頃の努力により、だいぶ少なくはなったものの、感染者数200人前 後で、いわき市と郡山市がトップを競っている状況です。

感染者数が減少していることは事実ですが、しばらくは農繋期が 続きますので、委員の皆様も引き続きコロナ感染対策を徹底しなが ら、農作業に励んでいただきたいと思います。 草野会長

長くなりましたが、本日の総会は、定例となります農地法に係る 許可申請のほか、非農地の判断に係る議案、さらには令和5年農作 業労働賃金標準額の策定などについて、ご審議をいただきます。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申 し上げまして、挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

(遠藤次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

(草野会長)

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご 協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席はございません。

現在、委員24名中、24名全員が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

ただいまより、いわき市農業委員会第17回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会 総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号10番、岡村泰典委員、

議席番号12番、生田目祥明委員、

以上、2名にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページ においても、公表することになっておりますことを申し添えます。 議長

(草野会長)

次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (遠藤次長)

【議案書2ページから3ページにより会務報告】

議長 (草野会長)

それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告 案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局(草野係長)

特に、取下げ、追案等はありません。

議長

それでは、議事に入ります。

(草野会長)

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号2番、四家誠委員、議席番号10番、岡村泰典委員が該当しております。

四家委員、岡村委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申 請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (鈴木(昌) 主査) それでは、議案説明書の2ページより説明をさせていただきます。 地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧くだ さい。

番号1番から3番につきましては、売買による所有権の移転であります。

なお、番号3番につきましては、双葉町からの避難者でありますが、市内において既に所有している農地へ農機具等を保管しながら 農業を行っている状況です。

また、番号4番につきましては、父から息子に対し贈与すること

## 事務局 (鈴木(昌) 主香)

で所有権を移転するものですが、市内に保有する農地については、 他市に住所を置きながら耕作している状況です。

さらに、番号5番につきましては、区分地上権の案件となりますが、許可を受けている会社が分割したことにより、新たな会社へ区分地上権を移転し、さらに譲渡担保を設定するものです。

従いまして、今月の3条許可の面積については、田:1,377㎡、畑:3,356㎡、合計:4,733㎡となります。

議案説明書の3ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地 法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たし ております。

なお、許可要件の詳細につきましては、4ページをご覧ください。 事務局からの説明は、以上です。

## 議長 (草野会長)

ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

## 17番 箱﨑委員

議席番号17番、箱﨑寿正です。

番号1番から3番までの事案につきまして、現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

## 議長 (草野会長)

続いて、事務局お願いいたします。

# 事務局 (鈴木(昌) 主査)

農地の贈与として番号4番、区分地上権の移転として番号5番について、事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。

報告は以上です。

## 議長 (草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

### 23番 木幡委員

23番、木幡でございます。

5番の案件ですが、申請人の関係が少し特殊かなと思いますので、 これの経緯だけ教えていただけますでしょうか。

ソーラーの合同会社から銀行へということですので。

事務局

(鈴木(昌)

譲受人と譲渡人の関係ということでよろしいでしょうか。 譲受人の方だけということでしょうか。

主查)

23番

今回の申請の経緯について、もう一度お願いします。

木幡委員

それと、ソーラーの事業は継続しますか。

事務局

事業は継続します。

(鈴木(昌) 主香) 今回の申請は、会社が新しく分割されたことにより、区分地上権が新たな会社に引き継がれたことから、事業を継続する会社に対し、銀行が譲渡担保の設定をするものであります。

23番 木幡委員 実際にソーラー事業を行うのは、どちらになりますか。 今後、転売や賃貸などで事業主体が変わる可能性はありますか。

事務局 (鈴木(昌) 主査) ソーラー事業は、引き続き元の合同会社でやるとのことです。

23番 木幡委員 その件に関し、これから申請などはありますか。

事務局 (鈴木(昌) 主査) 今回は、あくまでも区分地上権の移転のみですので、これ以外の 申請はない見込みです。

23番 木幡委員 了解いたしました。 ありがとうございます。

議長 (草野会長) よろしいですか。 その他ございますか。

【意見・質問なし】

議長 (草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長) ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお開き願います。

(府川係長)

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局(福田主査)

議案説明書の5ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見 及び決定理由書」、こちらを併せてご覧になりながら、お聴きくださ るようお願いします。

議案説明書の6ページをお開き願います。

番号1番、申請者の住所は平下大越です。

申請土地は平下大越、登記地目は畑、転用面積は22㎡です。

転用目的は、住宅進入路敷地です。

申請人は、住宅の建替えを計画しておりまして、申請地に隣接する既設進入路では接道要件を満たすことができず、申請地を進入路敷地として既設進入路を拡幅することにより接道要件を満たすため、許可を求めるものとなっております。

なお、申請地は、市街地化されておらず、一団の農地の面積が10 ヘクタール以上あることから、第1種農地に該当いたしますが、既 設進入路を拡張する事業内容であり、第1種農地の不許可の例外事 業であります「既存施設拡張事業」に該当いたします。

以上1件、面積は、田:0㎡、畑:22㎡、合計:22㎡です。

申請内容を審査した結果、農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を満たしております。

説明は以上です。

議長(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

19番中根委員

議席番号19番、中根まり子です。

番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

報告は以上でございます。

議長 (草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

#### 【意見・質問なし】

議長 (草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。

#### 【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長) ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお開き願います。

(府川係長)

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局

議案説明書の7ページをお開き願います。

(福田主査)

議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

配布しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見 及び決定理由書」を併せてご覧になりながら、お聴きくださるよう お願いします。

議案説明書の8ページをお開きください。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の 移動事由の順で申し上げます。

1番、平原高野、畑、313.44㎡、分家住宅敷地、贈与による所有権の移転。

2番、平北神谷、畑、200㎡、農家住宅、使用貸借権の設定。

3番、内郷高野町、田、465㎡、車両通行路、売買による所有権の 移転。

4番、四倉町玉山、畑、622m<sup>2</sup>、太陽光発電設備、賃借権の設定。

5番、遠野町上遠野、田、339㎡、一般住宅、売買による所有権の 移転。 事務局(福田主査)

6番、平下高久、畑、1,334㎡、治山工事のための進入路としての 一時転用、使用貸借権の設定。

なお、本案件は、必要な許可を経ずに転用した追認の案件となります。

7番、遠野町上根本の一部、畑、27.87㎡、工事作業ヤードとして の一時転用、使用貸借権の設定。

8番、田人町荷路夫の一部、畑、2,220㎡、資材置場敷地としての 一時転用、賃借権の設定。

番号6番について、補足説明します。

申請地について、「許可を得ずに農地を使用している疑いがある」 との通報があり、事務局において現地を調査したところ、現地にて 重機による進入路形成といったことが行われており、その工事内容 が、いわき市発注の治山工事であることが判明したため、担当課で ある林務課に内容を確認しましたところ、

- ◇ 当該農地に隣接する山林において、治山工事を事業者に発注し、 施工している。
- ◇ 当該農地は、市が土地所有者から借りて事業者に進入路敷地として指定して、使わせている。
- ◇ 当該工事が農地法の許可を要さないものであることから、付随 する進入路においても、許可を要しないと誤認していた。

といったことが確認されました。

確かに本体工事自体は、農地ではない山林で行われておりますので、許可不要であるものの、工事に関連して進入路や作業ヤード等といった形で農地を使用する場合には、許可が必要であるといったことから、ただちに許可申請を行うことなどを事務局から指導しまして、今回申請に至ったものです。

今回こういったことになったのは、転用許可が不要となる要件を 誤認したことが主な原因であり、これ自体は故意ではないこと、提 出された顛末書に、再発防止策として「農地の使用がある場合は事 前に農業委員会と協議し、必要な手続きを行う」としていること、 施工区域への進入路を形成するために、申請地以外に適切な土地が ないこと、当該申請地の転用により周辺農地への影響がないといっ たことから、原状回復を求めず、現況において許可することもやむ を得ないと判断いたします。

以上8件、面積は、田:804㎡、畑:4,717.31㎡、合計:5,521.31 ㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準で

事務局

ある立地基準及び一般基準を適正に満たしております。

(福田主査)

説明は以上です。

議長 (草野会長) ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

20番 坂本委員 議席番号20番、坂本和德です。

先に、番号6番の事案について申し上げます。

当該案件は、必要な手続きを経ずに農業以外に使用されていると のことから、現地を確認したところ、既に工事用の進入路として使 用されておりました。

当該事案は、申請者が農地転用について制度を正しく理解していなかったことから、必要な手続きを行わずに施工してしまったとのことですが、当委員会の指導に従い、速やかに転用申請を提出したこと、また当該事案について顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、さらには当該転用計画による周辺農地への影響等はないと判断できることから、当該転用申請について、許可とすることもやむを得ないと考えます。

それ以外の番号1番から番号5番について、現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長 (草野会長) 続いて、事務局お願いいたします。

事務局
(福田主査)

番号7番及び8番について、一時転用案件であることから、事務 局で現地を調査した結果、特段問題はございませんでした。

報告は以上です。

議長 (草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでし た。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

11番

11番、鈴木です。

鈴木(理) 委員 番号6番について確認させていただきたいのですが、これは市が 工事を発注した事案だということですね。

それで、顛末書を提出してもらったということですが、この顛末 書は林務課が提出したのですか。 11番

それとも、施工業者又は地権者が提出したのですか。

鈴木(理) 委員

事務局(福田主査)

顛末書につきましては、そもそも当該土地は市が借り上げたうえで、事業者が進入路として使うといったことを指示しておりましたことから、今回の被設定人でありますいわき市長名において、林務課で作成し、提出しております。

11番 鈴木(理) 委員 いわき市長、つまり林務課から顛末書を取ったということですね。 はい、分かりました。

議長 (草野会長) その他ございますか。

【意見・質問なし】

議長 (草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長) ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号2番、四家誠委員、 それから議席番号10番、岡村泰典委員が該当しております。

四家委員、岡村委員は、一時退出を願います。

【2番・四家(誠)委員及び10番・岡村委員一時退席】

議長 (草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(府川係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局

議案説明書の11ページをお開き願います。

(西山主任)

いわき市農用地利用集積計画についてご説明いたします。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画第9号の内容についてご説明いたします。

第9号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものでございます。

実施地区は平、四倉、借り手3名、貸し手21名。

対象筆数は田:4筆、畑:33筆、面積は田:2,719㎡、畑:24,773 ㎡となっております。

なお、議案説明書16ページまで、農用地利用集積計画の詳細な説明は省略させていただきます。

以上、第9号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 (草野会長) ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございます か。

### 【意見・質問なし】

議長 (草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長) ご異議なしと認め、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

それでは、四家委員、岡村委員、入室願います。

【2番・四家(誠)委員及び10番・岡村委員着席】

議長(草野会長)

次に、議案第5号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の8ページをお開き願います。

(小川係長)

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

事務局

(小川係長)

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局(坂本主査)

議案説明書の17ページをお開き願います。

「非農地の判断について」、ご説明いたします。

なお、位置図については、別紙資料1を併せてご確認願います。 番号1番から6番につきましては、登記地目が田及び畑であるも のの、長年耕作されておらず、既に山林の様相を呈しております。

今般、農地法第30条に基づく農地利用状況調査及び平2区地区審議会の現地調査におきまして、非農地であると判定されたため、農地法第2条第1項の農地には該当しないものとの判断を求めるものでございます。

こちらの合計につきましては、登記地目が田:7筆、3,390㎡、畑:8筆、3,126㎡、合計:15筆、6,516㎡です。

説明は以上となります。

議長(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

1番 木田委員 議席番号1番、木田テイ子です。

番号1番から番号6番について、現地を調査した結果、既に山林の様相を呈している状態でありました。

非農地化することに関しては、特段問題ありません。 報告は以上です。

議長 (草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

#### 【意見・質問なし】

議長 (草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長) ご異議なしと認め、議案第5号、「非農地の判断について」は、原 案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号、「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の9ページをお開き願います。

(府川係長)

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局

議案説明書の20ページをお開き願います。

(西山主任)

「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」、ご説明させていただきます。

次のページをお開き願います。

初めに、訂正がございます。

議案説明書21ページの中段、太字で「3.改正案の概要」とあり、 続きまして、「(1)農用地等の権利を取得させるべき者の要件」という ことで、また太字で「現行」と「改正後」とありますが、この「改 正後」の方を見ていただきますと、『認定農業者』との記載部分、こ ちらに『認定農業者等』として、認定農業者の後ろに「等」という 漢字を1文字追加願います。

同じく、「4. 改正案のポイント」の「(1-1)農業を営む者⇒認定 農業者」と記載がありますが、こちらも「認定農業者等」に訂正願 います。

また、同じ(1-1)の本文の8行目、下から2行目に「このことから、 今回、認定農業者であることを、この要件の判断材料とすることで (以下略)」と文章がありますが、この「認定農業者」についても「認 定農業者等」へ訂正願います。

以上3か所、「認定農業者」を「認定農業者等」と訂正よろしくお 願いいたします。

訂正の説明は、以上です。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案説明書は、引き続き21ページをご覧ください。

「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」、説明させていただきます。

1番目、概要です。

農地移動適正化あっせん事業の実施要件である「農地移動適正化 あっせん基準」は、5年ごとに行う農林業センサスの結果の反映及 び農業・農地事情の変動等を勘案した改正を行う必要があり、改正 に当たっては、関係機関に意見聴取をしたうえで、県知事の認定を 事務局

受ける必要があります。

(西山主任)

今回、農林業センサス2020が示されたことから、あっせん基準の 見直しが必要であり、事務局で改正案を作成し、関係機関に意見を 聴いたところ、「意見なし」との回答を得ました。

このことから、県知事に対し、事務局で作成した改正案により変 更の申請をしてよいか伺うものです。

2番目、農地移動適正化あっせん事業及びあっせん基準についてですが、ここで農地移動適正化あっせん事業及びあっせん基準とは何か、簡単に説明させていただきます。

まず、農地移動適正化あっせん事業について、説明させていただきます。

農業委員会が、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業振興地域の農用地等について、農地保有の合理化のための権利移動のあっせんを行う事業、これが農地移動適正化あっせん事業です。

具体的には、「農地を貸したい又は売りたい」ということで、農地 移動適正化あっせん事業の活用を希望する申請があった場合、農地 利用最適化推進委員から、あっせん委員を指名させていただきます。

指名を受けたあっせん委員は、農地を借り受ける方、譲り受ける 方の調整を行うものとなっております。

委員の皆様もご存じの「農地中間管理事業」、これを農業委員会で 執り行うもの、そうイメージしていただければと思います。

次に、あっせん基準について、説明させていただきます。

あっせん委員は、農地を借り受ける人・譲り受ける人の調整に当 たって、誰を選定してもいいというものではありません。

農地移動適正化あっせん事業を実施する際は、あらかじめ農用地等の権利を取得させるべき者等の基準を定め、県知事の認定を受ける必要があります。

この「あらかじめ定めるべき基準」が、あっせん基準となっております。

3番目、改正案の概要について、今回、事務局案として作成しま した改正点を説明させていただきます。

(1)農用地等の権利を取得させるべき者の要件について、現行は「『農業を営む者』で農林業センサスの『経営形態別経営基準面積を』超えるもの」となっておりますが、こちらを「『認定農業者等』で、農林業センサスの経営耕地のある1経営体地当たりの平均の経営耕地面積」を超えるもの」に変更します。

(2)あっせん基準で定める営農面積等の具体的な数値をまとめる、 別表 1、別表 2 を変更するものです。

なお、これらの詳細については、後ほど説明します。

4番目、改正案のポイントです。

今回、あっせん基準を改正する理由及びポイント等について、説明させていただきます。

(1-1)『農業を営む者』から『認定農業者等』とした理由については、次のとおりです。

農地移動適正化あっせん事業実施要領によると、あっせん基準は、 農業振興地域整備計画に適合し、かつ、農業によって自立しようと する意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となる事を志向す る農業を営む者の農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地 保有の合理化を図るために有効かつ適度であるもの、とすることと されています。

要は、地域農業の中心的存在となるように、営農規模をどんどん 拡大していきたいと考える農業者を支援することが目的となる事業 ですが、現行の「農業を営む者」という表現では、この要件を満た しているかどうかの判断基準が曖昧であり、その確認が困難です。

つまり、「受け手になりたい」との申し出があった場合、一定の数値的な要件を満たしてしまえば、誰でも事業の活用が可能となってしまい、これは先に述べた農地の集団化その他農地保有の合理化に反することになってしまう恐れがあります。

このことから、今回、認定農業者であることをこの要件の判断材料とすることで、確認方法を明確にし、より事業実施の目的達成に資するものとするため、改正したいと考えております。

次に、(1-2)『経営形態別経営基準面積』を『経営耕地のある1経 営体当たりの平均の経営耕地面積』とした理由についてです。

こちらについては、「農林業センサス2015」、前回の農林業センサスでは、経営形態別経営基準面積という項目が示されていたのですが、今回、「農林業センサス2020」になるに当たり、この項目が示されなくなってしまったため、最も近しいと思える経営耕地のある1経営体当たりの平均の経営耕地面積の数値を採用したものです。

次に、(2)別表 1、別表 2 について、ご説明させていただきます。 議案説明書の25ページをご覧ください。

まず別表1についてです。

左が改正前、右が改正後の数字となっております。

別表1は、市内の営農者の平均の経営耕地面積です。

改正前は86アール、改正後は146アールと大きくなっており、この 面積を超える方でないと、農地の受け手にはなれないといったもの となっております。

農地法3条許可の「50アール」という下限面積要件をイメージしていただければ、この数字の意味が分かりやすいかと思います。

先に説明したとおり、この数字は農林業センサスから数字を引用 したものになっております。

なお、改正後の数字がかなり大きくなっておりますが、こちらに つきましては、小規模の農業者の引退が進み、中規模以上の農業者 の経営面積の数字が多く採用されたため、1経営体当たりの平均面 積という統計については、増加したものと考えられます。

次に、議案説明書26ページ及び27ページをお開き願います。 別表2になります。

農地を借り受ける又は譲り受けるにふさわしい農業者が2名以上いた場合の基準になります。

2名以上いた場合には、ここに示されている表の経営面積に近し い農業者から優先的にあっせんを行うこととなります。

なお、別表 2 は市で作成しております、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定める経営形態別営農規模の目標となる数値をそのまま引用した形となっております。

以上が、改正点のポイントになっております。

なお、改正の全文につきましては、議案説明書の22ページから27ページまで、新旧対照表という形で掲載させていただいております。また、議案説明書の28ページをお開き願います。

あっせん基準の改正に当たっては、関係機関から意見を聴くこと となっております。

表に示す組織に、こちらの改正案について意見を確認したところ、同じくお示ししたとおり、それぞれ「意見なし」との回答をいただいております。

以上、農地移動適正化あっせん基準の改正について、説明は以上です。

## 議長 (草野会長)

ただいま、事務局より、議案第6号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございます か。

## 5番 田子委員

5番、田子です。

座ったままで失礼します。

ただいまの事務局の説明で大体納得できましたが、文言について 不安があったものですから、お聞きします。

まず、認定農業者と規定されていたものに、「等」という文言を加 えたのはどういうことでしょうか。

この1点、お聞かせください。

議案説明書の22ページをご覧いただきたいと思います。

22ページの右側の表になります。

こちらの第二、「農用地等の権利を取得させるべき者及びその者の うちの認定農業者等についての要件」、その下の文章に下線が引いて ある部分です。

「認定農業者(経営基盤強化促進法の認定を受けた者をいう。)又は認定就農者(経営基盤強化促進法の規定により認定を受けた者をいう。)」、認定農業者とこの認定就農者、こちらの2つの要件を合わせて「認定農業者等」という形になっております。

5番 田子委員 1点目については、それで結構です。

それから、21ページの概要のところで、「関係機関に意見を聴いたところ、意見なしとの回答を得ました」という記載がありますが、この関係機関というのは、後ろの28ページを見ますと、いわき市、それから1番下の勿来地区土地改良区まで、水田関係と行政関係だけの意見聴取に終わっているようですが、別表2を見ますと、水田だけではなくて、野菜、果樹、それから花き、多岐にわたる経営体が示されております。

なぜ、こういった現場の人達の声を聴かなかったのでしょうか。 2点目の質問として、お願いします。

事務局 (西山主任)

意見聴取先については、農地移動適正化あっせん基準実施要領で示されておりまして、その要件を満たすのが行政機関、土地改良区等の関係機関となっており、市や農業委員会で設定したというよりも、国から「この方たちに聴いてください」と指定されている形になっております。

それから、2つ目の質問、「別表2の数字が多岐にわたって示されているが、現場の声がここに反映されているのか」ということですが、先に説明したとおり、こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法を施行する際に、まず県で「農業経営基盤に関する基本的な指針」ということで、県の目指す農業形態の取り決めを作るのですが、その際に作物と経営面積の目標が示されており、それを受けて、市が「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想」というものを作ります。

この基本構想において、福島県という大きい括りから、「いわき市でどういう農業を目指すのか」ということで、この数値が示されております。

各品目やそれに向けた目標面積が、別表2のような形で示されていて、今回のあっせん基準については、市が作成しているこの目標

事務局

面積をそのまま引用しております。

(西山主任)

なお、この基本構想の別表 2 に関して、作成する際は必ず農業委員会に意見を聴くこととなっておりまして、2 年前になると思いますが、市の担当者が農業委員会の総会に出席しまして、この基本構想に関して、委員の皆様に意見をお聴きした結果、「意見なし」として議決をいただいておりますので、そういった意味で現場の声は反映されているかと思います。

説明は以上です。

5番 田子委員 分かりました。

ただ、その「意見なし」という回答については、「専門的なことは 分からないので、意見が言えなかった」というのが実態ではないか と思います。

ですから、国県の基準がどうであれ、市としては生産者や実務者から直接意見を聴くという姿勢も大事ではないか、そう思います。

続きまして、24ページの第四の(1)、上から3行目に、「農業経営の規模、生産方式」について書いてありますが、この生産方式というのは26ページ、27ページにある形態ですよね。

そして、これを令和元年改正時と今回の改正時を比較しますと、 私は水稲と花きが専門ですので、それ以外についてはあまり詳しく ありませんが、生産方式の中で、果樹と水稲の複合経営の場合は、 梨は共同選果をする生産方式でなければ、この対象者にはならない。

直販や通販により梨の栽培をしている方は、対象から外されてしまう。

そういう形になろうかと思います。

そして、その下の花きですが、令和元年改正時の27ページを見ますと、鉢物の目標経営面積は50アールとなっている。

生産方式は、「シクラメン9~12月出し、他周年出荷・多品目」となっております。

それに対して、令和4年改正時を見ますと、26ページの下の方です。

「シクラメンの目標経営面積:30アール、生産方式:シクラメン9~12月出し」と書いてあります。

ですが今、いわき市内で30アールの経営面積でシクラメン生産をしている人は誰もいません。

これは目標面積だからいいのですが、今、生産者がシクラメンを 生産したらほぼ100%赤字になります。

ちなみに、シクラメン生産で利益を出している農家は、県内で1 軒だけです。

### 5番 田子委員

さすがに行政でも、そんな詳しい事情までは把握していないでしょう。

シクラメンではもう破産してしまうのです。

そういった状況にもかかわらず、なぜここでシクラメンという品種、個別品目を入れるのでしょう。

一昨年、新型コロナウイルス感染症対策として、色々な補助政策 が導入されまして、それを受けるために市へ申込みをしました。

ところが、市の基準としては、「シクラメンを作っている農家が補助対象だから、シクラメンを作っていない農家は対象にはなりません」ということで、鉢花研究会の若手連中が市役所に行き、担当課に「シクラメンだけ補助対象とするのは、おかしいのではないか」と詰め寄りました。

市の担当課では、「いわき市では、こういう決まりになっているので、もし鉢花研究会でほかに補助の受入れ先があれば、そちらの方で受けてください」ということでした。

これは要するに、市がこれから意欲を持って生産に取り組もうと している若手の芽を摘んだのです。

今回のこの基準も、若手の芽を摘むようなものです。

この箇所は、誤植ではないかと思いましたが、この目標経営面積は「鉢花:30アール」、こうするのが正しいと思います。

先ほど言ったとおり、シクラメンでは今、絶対に食えません。 ですから今、ラナンキュラスやカーネーションといった高価な作物にどんどん変えているのです。

ここの文言は、市の農林部局と相談し、修正していただきたい。 それから生産方式についても、「シクラメンの9~12月出し」とい う点、赤字になることが分かっていて出す人はいません。

この箇所は「多品目・周年出荷」とするのが正しいと思います。 ちなみにシクラメンが今、どの程度の値段で取引されているか知っていますか。

安いときで、シクラメンの 5 号鉢がホームセンター等で500円程度です。

元々、鉢花というのは「倍掛け」が基準でした。

野菜は「8割掛け」です。

ところが今は、「3倍掛け」から「10倍掛け」でやります。

要するに、「100円で売りたい」と思ったら、10円から30円で買わないと、花屋は儲からないのです。

そこから見ますと、500円程度で売るシクラメンは、百何十円程度 で仕切っているのです。

生産原価ですが、私個人の計算によると、710円かかりました。

5番 田子委員 それを、100円から200円で売らなくてはいけない。

こんな経営、一体誰がやりますか。

それを行政側で推進するのは、もってのほかです。

これでは、若手が付いてこないのは当たり前です。

行政側では、もっと内容を確認して、現場を見てから、こういった基準を作ってもらいたいと思います。

以上です。

事務局 (西山主任)

まず、別表2について申し上げますと、この26ページに示してあるものに関しては、先にご説明したとおり、あくまで「目標経営面積」であり、その土地を譲り受けたい又は借り受けたいという方が2名以上いた場合、その優先順位を付けるためのものです。

2名以上の方がその土地を希望したときに、この表に近しい経営 形態の方から、優先的にあっせんのお話をさせていただくというも のになりますので、「これを満たしていないから、あっせんできない」 というものではございません。

もう1つ、こちらの表の内容についてですが、あくまで基盤法の 施行によって市が作成した計画になっておりまして、適宜見直しが されております。

先ほどもお伝えしたとおり、市でこういった基本構想を作る際は、 農業委員会に意見を求めることになっております。

前回の改正から数年経っておりますので、実態と合わない部分があるかと思いますが、今後改正の機会がありますので、その際に行政側だけでは分からない現場の農業者の声、そして農業委員さんの意見を反映させていただければ良いかと思います。

私からの説明は、以上です。

議長 (草野会長) 田子委員、シクラメン絡みの話で、若手連中がみんなで市役所に 行ったというのは、農林水産部に行ったということですか。

5番 田子委員 そうです。

議長

今の生産振興課ですよね。

(草野会長)

それはいつ頃ですか。

5番

一昨年です。

田子委員

そのときは、「市としてはシクラメンを推奨しているので、シクラメンを作っていない生産者は、補助の対象外です」と門前払いされ

5番

ました。

田子委員

今、市内に鉢花の生産農家が9軒あり、そのうちの4軒がシクラメンを作っていますが、1軒は蒐集・販売の方です。

それ以外の方々は、シクラメン生産を合間に入れることによる労働力の確保、つまり、切れ目ない労働を提供する手段としてシクラメン生産をしているだけであって、利益が上がるから生産している訳ではありません。

先ほども言ったように、県内でシクラメンにより利益を上げている農家は1軒だけなのです。

現在、県内で生産者会に登録している方が50名程度いらっしゃる のですが、その中のお一人だけです。

こういった状況の中で、「シクラメン」という文言を入れること自 体おかしい。

もう既に、福島県はシクラメンの産地ではないのですから。

いつまでも「シクラメン」という言葉にとらわれていては駄目で す。

「今後は、多品目・少量生産でいかなければならない」という忠告は、我々から行政に対して、既に20年以上も前からしているのです。

それに対して、一向に聞く耳を持たないまま、今回もまたこういったものを出してくる。

これは、いくらなんでも行政の怠慢です。

花きについては申し上げたとおりですが、ほかの農家でもそういった不満を持っている方はたくさんいると思いますよ。

ですからここは、今回の農業委員会総会で決定するのではなく、 一度市に差し戻して、市の農林水産部の言い分を聴いて、理解が得 られないような内容なら却下する。

「これでは駄目だ」と、はっきり言ってやった方がいいです。 以上です。

議長 (草野会長) 詳細は大体分かりました。

ただ、「シクラメンが儲かった、儲かっていない」というのは、我々は現実を知らないので、そういった事実をここで出されても、なかなか判断しにくいという部分もあります。

シクラメンの生産農家の数など、初めて耳にする話ですので、全体的な流れの中、「花きの部分が駄目だから、この案件は否決する」 というのが適切なのか。

西山主任、何か追加説明はありますか。

ただいまの田子委員からの意見、非常に重く受け止めているところです。

今回、議案として提出させていただいたのは、農地移動適正化あっせん基準に関する事業の実施方法についてでして、今、ご意見をいただいた栽培作物や生産方式の部分とは、若干のずれがあるように感じております。

「シクラメン」という文言が入っているということで、この事業 の改正そのものにご反対なのか、それとも今後、市でこの表の引用 元となる基本構想を改正する際、これは数年内に必ず改正されるも のですが、その際に今のような意見をきちんと吸い上げて、次回以 降のあっせん基準改正に反映させるのか。

この点につきまして、田子委員のご意見を伺いたいと思います。

## 5番 田子委員

令和元年の改正時、花きの部分で「鉢物:50アール」となっていたのが、今回は「シクラメン:30アール」に変更されていますので、ここは「鉢物:30アール」に修正していただければ、鉢物の生産者は異論ないと思います。

それから、生産方式については、シクラメンは行政がこだわっている内容であって、むしろそれにこだわった結果、いわき地域の鉢花生産が衰退したのです。

ですから、この「シクラメン」という文言だけは削除していただきたい。

削除しなければ、委員としての立場で、私はこの議案に賛成しかねるということです。

# 事務局 (西山主任)

今のご意見ですと、こちらの表については、あくまで市が作成したものに準じて、農業委員会が基準を作成しなければならない関係上、「事務局案を否決する」ということで、今回の改正には反対ということになるかと思います。

これは、「市の基本構想に準じて、農業委員会が基準を作成しなければならない」と決まっている以上、勝手に農業委員会で項目をいじることはできないものですので、もしも「シクラメン」という文言がどうしても駄目だということであれば、今回の改正そのものについても不許可ということです。

# 事務局 (府川係長)

ただいまの西山の説明に補足いたしますと、本件は議案ですので、「この案で行くか、行かないか」、農業委員会の総意として決めていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

## 5番 田子委員

これは多数決で決めることですので、私1人が反対しても、可決するものは可決するのでしょう。

ただ、こういったずぼらな資料をもとに物事を決定して、それによって新たにこの分野に参入しようとしている人たちの足を引っ張る、そういうことは絶対にあってはならない。

それを分かっていながら、なお進めようとする、その姿勢に疑問 を感じます。

## 議長 (草野会長)

田子委員、一昨年の鉢花研究会の若手生産者が市農林水産部と交渉した過程、それは記録として先方に残っていると思います。

今、いただいた意見も、農業委員会の総会議事録に残しますが、「市の基本構想に準じて、農業委員会が基準を作成しなければならない」となっている以上、これを否決することは難しい。

ですので、5年に1回行われる農林業センサスの調査などを通じて、問題点があれば担当窓口へ強く交渉するということでよろしいですかね。

### 18番

18番、鈴木義直です。

### 鈴木(義) 委員

今の議論を聞いていて疑問に思ったのは、別表2について、見出 しに「農業委員会の定める経営面積」と書いてあるから、本当に今 日の総会で修正できないのかという点です。

この点、いかがでしょうか。

# 事務局 (西山主任)

こちらの別表 2 についてですが、この農地移動適正化あっせん事業は、国の定める「農地移動適正化あっせん事業実施要領」で「この事業はこうやってください」という形で国から示されていて、それに基づき実施しております。

国の要領の中で、別表 2 を作成するに当たり、市が作成する基本 構想の経営面積を引用することとされております。

18番 鈴木(義) 委員 市の担当部署は、どこになりますか。

# 事務局 (西山主任)

農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の作成は、いわき市生 産振興課の担い手支援係で行っております。

認定農業者の認定基準などを定めているのも、この部署です。

18番

見直し時期は。

鈴木(義) 委員

事務局

おおよそ5年ごとです。

(西山主任)

まず、県が農林業センサスの結果をもとに基本指針を作成します。 その県の指針をもとにして、市が「市内の農業をこういう形で盛 り上げていきましょう」という計画を作る流れです。

18番

そうなると、今この場で修正するのは難しいということですね。

鈴木(義) 委員

事務局

はい、そのとおりです。

(西山主任)

市の基本構想の改正に当たっては、先ほどご説明したとおり、必ず市の担当職員が、農業委員会の総会に出席して意見を聴いておりますので、その際に今おっしゃったような意見をいただければ、現場の声は反映されるのではないかと思います。

議長 (草野会長) この別表は、農業委員会だけで作ったのではないということですね。

ただ、田子委員の意見についても、全く無視する訳にはいかない。 今回、農業委員会の総会で、花きについてこういった意見が出た ということは、次回の改正に反映させる。

田子委員個人としても、今後も諦めることなく市の担当窓口との 交渉を続けていってもらうということでよろしいですか。

5番 田子委員 私としては、議案に反対の立場を貫きますけれども、多数決です から皆さんの決定には従います。

11番

11番の鈴木理です。

鈴木(理) 委員

ただいまのご意見、それを生業とする人にとっては切実な問題で あろうと私は思います。

花きに関することのみならず、今、農政ということを考えたとき に、たくさん意見を出さなければならないのが、我々農業委員の立 場であります。

しかし、いわき市農業委員会はここ数年、市長に対する意見の提 出を行っておりません。

これは、農地利用の適正化に関することしか取り上げることがで

11番 鈴木(理) 委員 きない理由で、やっていない。

ですが、この前の福島大学の岩崎先生のお話で、建議は廃止になったけれども、農業委員会法第38条の規定によって、意見の提出はできる。

県農業会議は、第53条に基づき、意見の提出を行うということに なっています。

これは、実際にやっています。

福島県内でも、かなりの数の農業委員会が首長に意見の提出をやっている。

やってないのが、いわき市農業委員会なのです。

それだから、こういう鬱積しているものが、それぞれの中にどんどんたまっていくのだと私は思います。

農業委員会の憲章で、「農業委員会は、農業・農村の代表である」 とうたっているではないですか。

「農業者を代弁して、行政に伝えなければならない」、その精神が この第38条・第53条に入っている訳ですよ。

皆さん、農業委員の手帳を確かめてみてください。

意見の提出ができるようになっていますから。

しかも、「意見の提出を受けたところは、これを尊重しなければならない」と書いてあります。

役員、局長、事務局職員には申し訳ないのですが、ここ数年、いわき市農業委員会は意見の提出をやっていないのです。

私もこの件については、前々から何度も話をしているはずです。 皆さんから、「また鈴木がぐずぐず言い始めた」と嫌味を言われて いるのは百も承知で、何度も話をしてきたはずです。

今年度は、もう間に合いません。

以前は、意見を提出した後に、市の農林水産部が新年度の予算編成に我々の意見をどこまで反映させたのかということで、農林業に関する予算の説明会がありました。

これも、ここ数年ありません。

これでは、我々は農業者の代表たる責務は果たしていないと私は思います。

どうか役員、事務局も真剣に考えて、今のような意見を率直に市 長や市の幹部へ届けてください。

お願いします。

議長(草野会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。

鈴木理委員がおっしゃったとおり、農業委員会が提出する意見書 について、前回の提出から若干ブランクができてしまったことは認 議長

めます。

(草野会長)

事務局の体制とか、50周年記念事業がなかなか思うように進まなかったこととか、そういったことが重なって遅れているのかな。

我々農業者の意見の反映が十分でないと、今回のように多くの疑 義が生じることになります。

その辺りを肝に銘じて、我々の残された任期である1年半の中で、皆さんの忌憚ない意見を伺いながら、市長に対する意見書の提出を 是非行いたいと思いますので、今後の協議をお願いしたいと思いま す。

今回の議案につきましては、個人的には田子委員、義直委員、理 委員の立場や意見を尊重したいと思いますが、この総会でひっくり 返す訳にもいかないので、取りあえず皆さんにお諮りはいたします。

色々な意見が出ましたが、その他ご意見ございますか。

8番 佐川委員 議席番号8番の佐川です。

決を採る前に、はっきりお伺いしたい。

我々農業委員会として、田子委員が主張するように、シクラメン の部分だけ修正するという訳にはいかないのか。

それとも、ただここでは、我々は追認するしかないのか。そこのところ、お願いします。

事務局 (西山主任)

先ほどお答えしたとおり、こちらは「市で作成したものを引用するように」ということで、国の実施要領で示されております。

ですので、こちらの文言だけを農業委員会の判断で変えてしまうと、農業委員会の活動と市農林水産部の考えとの整合性が取れなくなる、要は市と農業委員会が全く別々の方向で動いていくような事態も考えられるものです。

こちらについては、そもそも認められないということであれば、 否決というのも1つの選択肢でありますので、ご判断お願いいたし ます。

12番 生田目委員 すみません、議席番号12番の生田目です。

今の佐川委員のお話の延長でお聞きしたいのですが、今回の案件を農業委員会としては承認せずに、保留扱いで市に基本構想の変更をお願いするということはできないのでしょうか。

あと1点、これも延長線上でお話ししたいのですが、田子委員の 言っていたシクラメン、そのほかに梨の品種で幸水、豊水、新高と 入っています。

私個人の意見ですが、品種名まで入れなくてはならないのか、そ

## 12番 生田目委員

れとも梨なら梨だけでいいのではないか、早生・晩生・中生といった程度でいいのではないかと思います。

固有の品種名を入れて作成しなくてもいいのではないでしょうか。

# 事務局 (西山主任)

先ほど説明したとおり、この別表2というのは県の指針がトップにあって、それが全てのベースになっております。

改正というのは、誰かからの申請で変更されるものではなく、県が自らの指針を見直し、それに伴って市も自らの構想を見直すという流れですので、農業委員会から「変更してください」という申請を行う性格のものではありません。

改正がある場合は、農業委員会にも意見を聴いたうえで、最終的 に決定されるものです。

ですので、市に対して基本構想の変更を依頼するとなれば、通常 とは真逆のコースになり、それを市や県が受けてくれるかというと、 すぐには回答が来ないと思われます。

また、農業委員会の基準が国県の要領や指針から大きく逸脱してしまうと、県知事の認可が得られない事業となっております。

このあっせん事業ですが、法定行為、つまり法的に必ずやらなく てはいけない事業ではありませんので、否決というのも1つの選択 肢であるという点は、繰り返しになりますがお伝えさせていただき ます。

## 20番 坂本委員

この別表1と別表2、個人的に改正してもいいと思いますが、先ほど生田目君が言ったように、梨だったら梨、田子委員も言っていたように、花きだったら切り花と鉢花があると思うので、そういった区分けでいいのに、幸水・豊水・シクラメンとか、いちいち品種名で区分けする必要があるのかという話ですよ。

それと意見の聴取先だって、ある程度の知識がある人たちなのか と思ったら、あまり農業に従事している人ではなく、各土地改良区 の理事長とかでしょう。

それだったら、我々農業委員や認定農業者会、農協の担当者などの意見を聴いて、生田目君の言うような経営面積や品目・品種の話を詰めていくのが当たり前なのに、そちらこそ真逆のことをやっているのではないかと思います。

はっきり言いますけど、時間も押しておりますので、今回は否決して、もう一度最初からやり直した方が良いと思います。

以上です。

議長

坂本委員から「否決にすべき」との意見をいただきました。

(草野会長)

国の実施要領があって、県の指針があり、市の基本構想に基づいて、農業委員会が別表を作成するというこれまでの経緯でしたが、 その他ございますか。

8番

事務局にお尋ねします。

佐川委員

このままでは、我々だけで決める訳にはいかないと思うので、今まで皆さんから出されたものを「補足意見」として付け加えたうえで採決するという方法は可能でしょうか。

議長 (草野会長) それは、今までの皆さんの意見を添えて、可否を決めるということですね。

事務局、今回否決になった場合の対応策はあるのか、可決された 場合でも、個々の意見は別として、農業委員会としてこういった意 見が出たということにするのはいかがでしょうか。

事務局 (西山主任)

否決になった場合ですが、この事業自体、県知事の認定を受けて 実施されておりますので、これまでどおりの古い基準で事業が実施 され続けることになります。

別表2で申しますと、左側の部分になります。

今後についてですが、数年後に市から基本構想改正のお話が農業 委員会にありますので、基本構想が改正された際に、あっせん基準 の見直しということになると思われます。

議長 (草野会長) 今回、花きや梨の品種・品目、それと経営面積などについて、色々な意見が出されました。

現時点では、市の基本構想に今出された意見を反映させることはできませんが、次の改正、数年後になるかもしれませんが、そちらに反映させるという方向でよろしいですか。

事務局としても、出された意見を市に報告することは可能ですよね。

事務局 (西山主任)

はい、別表2についての意見、こちらを市にフィードバックする ことはできると思います。

議長 (草野会長) 花きについては、「シクラメン:30アール」と書いてありますが、 誰もがシクラメンだけを栽培している訳ではないですからね。

色々な品種を栽培している方もいるだろうし。

範囲をある程度広く捉える書き方も必要なのかなと個人的には思

議長

います。

(草野会長)

この案件については、5年前も同じような協議があったのかもしれませんが、そういった記憶がないので、その中で結論を出すというのは、酷な部分もあります。

ところで、可決された場合ですが、今後の進め方として、県に出 すという形になるのか。

事務局 (西山主任)

可決された場合は、県知事に変更の認定申請を行うこととなります。

その結果、内容に問題があるとなったときは、農業委員会への意見書が県から出されることとなります。

議長 (草野会長) 今後の流れについては、今までの事務局説明のとおりですが、今 回は色々な意見が出されました。

ここで否決とするのは、「市の基本構想と乖離する」という苦しい 部分もありますが、出された意見は尊重して今後の基本構想の改正 に反映させましょう。

そして、個人事業者や経営者が、これはおかしいと思うことがあれば、今後も諦めることなく市の農林水産部との交渉を続けていっていただければと思います。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、色々な意見が出されましたが、それらを尊重しながらも、とりあえずは原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【5番・田子委員は「反対」と発声】 【その他、「異議なし」との声あり】

議長

ありがとうございます。

(草野会長)

田子委員、反対ということで分かりました。

そういったことで、様々な意見が出ましたが、採決の結果、議案第6号、「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」は、出された意見を尊重しつつも、とりあえず原案のとおり可決いたします。

議長

ここで、報告に入る前に、休憩といたします。

(草野会長)

ただいま、15時25分です。

10分間休憩とし、再開は15時35分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 【10分間休憩】

議長 (草野会長) 全員お揃いですので、議事を再開します。

次に、報告に移ります。

報告第1号から報告第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の29ページから36ページをお開き願います。

今月の報告件数は31件、権利の取得事由は全て相続です。

権利の取得面積は、田:84,620㎡、畑:53,160.65㎡、合計:137,780.65㎡です。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書11ページをお開き願います。

事務局 (府川係長)

【報告第2号を朗読、報告事項(農地法第4条第1項第8号の規定 による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の37ページから38ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は田:0㎡、畑:1,216㎡、合計:1,216㎡です。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書12ページをお開き願います。

事務局 (府川係長)

【報告第3号を朗読、報告事項(農地法第5条第1項第7号の規定 による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の39ページから44ページをお開き願います。

今月の報告件数は21件、転用面積は田:17,125.66㎡、畑:4,681㎡、合計:21,806.66㎡です。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書13ページをお開き願います。

事務局(府川係長)

【報告第4号を朗読、報告事項(農地法第18条第6項の規定による 合意解約について)を説明】

議案説明書の45ページから50ページをお開き願います。

今月の合意解約件数は50件、面積は田:51,750㎡、畑:11,432㎡、合計:63,182㎡です。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。

事務局

(府川係長)

報告は以上です。

議長 (草野会長) 以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

議長

次に、協議事項に移ります。

(草野会長)

だいぶ時間も押してきて、約1時間の協議になりますが、中身の 濃い協議をして、次回継続するという流れにしたいと思います。

それでは、「令和5年農作業労働賃金標準額について」、事務局の 説明を求めます。

事務局 (浅川)

お配りしました資料2をご覧ください。

「令和5年農作業労働賃金標準額の策定に係る中間協議資料(2回目)」と書かれた資料です。

今回の協議につきまして、簡単にご説明させていただきます。

令和5年の農作業労働賃金標準額の策定に当たり、新たに設定又は削除する作業項目の有無やその内容、標準額を利用した際の問題点や意見の検証、標準額表の欄外表記や備考欄等の文言追加及び修正についての検討を中心に、限られた時間の中ですが、協議を行っていくこととなります。

今回の協議では、9月15日付けで郵送いたしました、「いわき市における農作業労働賃金標準額の推移及び本市に隣接している市町村との比較」、「県内他市町村における令和4年農作業労働賃金標準額の策定状況について」を適宜参照しますので、お手元にご準備いただければと思います。

速達で送りました資料の説明を簡単にさせていただきますと、まずA3のステープル止めになっている5枚の資料ですが、1枚目が「いわき市における農作業労働賃金標準額の推移(平成22年から令和4年まで)」となっております。

こちらは「税抜き」で表示しております。

2枚目は、いわき市を含めた県内6市の雇用労働作業賃金の推移 です。

こちらも「税抜き」で表記しております。

3枚目と4枚目は、同じく県内6市の請負労働作業賃金の推移です。

こちらは「税込み」となっておりますが、これは「税抜き」で表示している市町村、「税込み」で表示している市町村、両方ありますので、「税込み」に合わせた形になっております。

事務局 (浅川)

5枚目、最後の資料ですが、いわき市に隣接している市町村との 比較ということで、令和4年分になっております。

平田村と北茨城市のみ、今回間に合いませんでしたが、それぞれ 「消費税抜き」ということで換算して示しております。

ちなみに、この5枚の資料の中で、赤フォントになっている箇所 が、前回から変更になった部分となっております。

次に、「県内他市町村における令和4年農作業労働賃金標準額の策 定状況について」という冊子の説明です。

こちらは、令和4年の各市町村の標準額をまとめた資料になっておりますが、標準額を策定していない又は公開していない等の理由により、収録していない市町村があるということ、また、先ほど申し上げましたように「税抜き」で表記している市町村と「税込み」で表記している市町村の両方ございますので、その2点をご了承いただければと思います。

それでは資料2に戻りまして、2番の「協議の視点」ということで、こちらも簡単にご説明させていただきます。

昨年度も同じような話があったと思いますが、標準額の策定に当たっては、農作業を頼む側(=委託者)と農作業を頼まれる側(=受託者)双方の視点に立って考えていく必要があるということでございます。

また、新たに作業項目を設定する場合は、それがいわき市で一般 的に行われている農作業又は機材であるか否か、作業項目を削除す る場合は、削除することで将来的に支障が生じないかについても、 重要な観点になると考えております。

なお、作業項目の加除や標準額の改定については、県内他市町村の標準額を参考に検討を進めることになりますが、それぞれの市町村が抱えている地域特性や特殊事情もあることから、「○○市が作業項目として設定しているから、いわき市も同じく設定しましょう」とか、「××町が標準額をいくらにしているから、いわき市はいくらにしましょう」など、必ずしもそれに合わせた設定をする必要はないという形になります。

補足しますと、例えばいわき市である作業項目を設定しようとしたとき、県内他市町村で設定していない又は設定している市町村が非常に少ないといった場合は、いわき市において、その作業項目を設定しなければならない何らかの地域特性や特殊事情が必要になると考えておりますので、そちらも踏まえたうえで協議していただければと思います。

それでは、3番の「新たに設定する作業項目の検討」ということで、ここから具体的な協議に入っていきたいと思います。

事務局 (浅川)

今回実施したアンケート調査の結果で、新たに設定してほしいと 要望があったのは、次のとおりです。

読み上げますと、「ドローンによる防除」、「もみ殻処分料」、「耕作放棄地対策としての管理費」、「機械がスタックした場合の引き上げ料金」、「溝切り」、「圃場が遠い場合の機械の搬送代」という形でした。

「ドローンによる防除」から順に読み上げていきますと、こちらについて、「いくらで設定してほしい」という希望額の記載はありませんでした。

「県内他市町村における農作業労働賃金標準額の策定状況」を見ますと、この「ドローンによる防除」については、こちらの冊子に載っている35市町村のうち、郡山市が10アール当たり1,500円、須賀川市が同じく1,500円、喜多方市が1,200円、相馬市が1,650円、南相馬市が1,650円ということで、現在この5市が設定している状況です。

なお、会津若松市では、「無人へリ」として10アール当たり1,100 円、猪苗代町では「ラジコン・ヘリ散布」として1,091円の作業項目 の設定を行っているところです。

また会津美里町では、ドローンによる散布を当事者間協議、要は 相対とすると欄外に表記されている状況でした。

協議のポイントとしては、いわき市において、「ドローンによる防除」が、一般的な農作業として既に普及している又は普及する見込みであり、標準額の新規設定が必要かどうか、新規設定をする場合は標準額をいくらにするかというところです。

続きまして2ページの(2)、「もみ殻処分料」についてです。

アンケート調査の結果、希望額は10アール当たり1,000円、もみ殻 袋約10袋分ということでした。

県内他市町村の状況ですが、会津若松市で「籾殻処理」として30kg 当たり55円(小米含む)という作業項目の設定をしております。

これについて、私が会津若松市に確認したところ、この「籾殻処理」というのは、会津若松市内には、各地域で作っているもみ殻やくず米を集積している場所があり、そこに運搬するための袋詰め、その他付随作業について項目の設定をしているそうです。

ですので、「もみ殻をただ単に処分するための費用ではない」とのことでした。

ここで事務局から、「もみ殻処分料」について補足させていただきますと、昨年度実施した協議において、「農業生産活動に伴って発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業系一般廃棄物に分類され、その処理は許可を受けた処理業

事務局 (浅川)

者に委託する必要があるということで、労働賃金標準額として設定することはできない」という整理をしております。

余談ですが、去年の協議を振り返ったとき、いわき市の標準額設 定のスタンスとして、次の2点があると私は感じました。

1点目は、一般的な農作業でないものについては、基本的に標準額の設定はしないということ。

2点目は、他の法令で縛られているもの、このもみ殻処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で縛られておりますが、 そういったものについても、標準額の設定はしないということ。

私としては、そう読み取ったところです。

話を戻しますが、協議のポイントとしましては、昨年度実施した 協議における整理内容を踏襲することの是非、要は去年のスタンス をひっくり返すような特殊事情があるかどうかというところです。

(3)の「耕作放棄地対策としての管理費 (=耕地賃借料)」ですが、これはアンケート調査の結果、希望額が10アール当たり20,000円ということでした。

県内他市町村の状況ですが、湯川村が「管理料」という似た名前で10アール当たり6,710円、備考欄に「年間・水管理等」ということで、作業項目を設定しております。

それと、「耕作放棄地」というキーワードに関連し、相馬市では「遊休農地」という特出しで、耕起作業及び草刈りについて、10アール当たり6,450円という作業項目の設定を行っております。

こちらについて、事務局から補足させていただきますと、この「管理費」という形での標準額の新規設定を検討するに当たり、次の点について掘り下げが必要であると思われます。

まず1点目ですが、耕作放棄地対策として、委託者(=農地の所有者)が、具体的にどういった農作業を受託者にさせるのかという点。

2点目は、仮に受託者がその農地で農作物を栽培した場合、収穫物はどちらに帰属するのかという点。

これは、仮に受託者に帰属するとなった場合、権利移動というということで、農地法第3条に基づく許可が必要になるのではないのかということです。

以上の2点について、掘り下げが必要であると事務局では捉えております。

協議のポイントとしましては、先ほど申し上げた掘り下げに加えて、既存の作業項目を活用することによって対応できないかということです。

極端な例ですと、現在ある作業項目のうち、「耕起」、「あぜ草刈」、

事務局 (浅川)

「防除」などを組み合わせることで、こういった耕作放棄地対策としての農地の管理という形にできないかといったところです。

次に(4)、「機械がスタックした場合の引き上げ料金」、これはアンケート調査で10,000円からという希望がありました。

県内他市町村の状況ですが、35市町村のうち、「機械の引き上げ料金」という形で、作業項目を設定している市町村はありませんでした。

事務局からの補足ですが、昨年度実施した協議において、「本作業は直接的な農作業ではないため、標準額を設定することは適当ではない」という整理をしております。

協議のポイントとしましては、「もみ殻処分料」と同様に、昨年度 実施した協議における整理内容を踏襲することの是非という点で す。

次に(5)、「溝切り」ですが、アンケート調査の結果、希望額として 1時間当たり3,000円ということでした。

県内他市町村の状況ですが、35市町村のうち、本宮市、郡山市、 須賀川市、喜多方市、西会津町、湯川村、会津美里町、相馬市の8 市町村が、溝切りに関する標準額を設定しております。

協議のポイントとしましては、この溝切りが、いわき市において 一般的な農作業として、標準額の設定が必要なのかどうかという点 です。

これについては、例えばですが、専用の機械又はアタッチメントなどを所有していて、自分で溝切りをやっているという方が大半であるとか、そもそも委託してまで行わなくてはならない作業なのかどうか。

加えて、新規設定をする場合は標準額をいくらにするかというと ころです。

(6)の「圃場が遠い場合の機械の搬送代」については、アンケート調査の結果、具体的な希望額の記載はありませんでしたが、県内他市町村の状況は、金山町で「機械運搬料」として、基本料金10,000円+1キロメートル当たり600円という作業項目を設定しております。

また会津美里町は、作業機械の運搬に係る経費を当事者間協議、 要は相対とする旨、欄外で表記しております。

こちらも事務局からの補足ですが、昨年度実施した協議において、「本作業は直接的な農作業ではないこと及び道路運送法との兼ね合いから、標準額を設定することは適当ではない」、つまり他の法令で縛られているものであるため、標準額としては載せないという整理をしているところです。

事務局 (浅川)

協議のポイントにつきましては、昨年度実施した協議における整 理内容を踏襲することの是非という点です。

以上、ここまで「新たに設定する作業項目の検討」ということで、 ご説明いたしました。

議長 (草野会長) ただいま事務局から、資料2の3番まで説明がありました。

事務局からの協議のポイント解説や補足説明、これらアドバイス 的なものを参考にしながら進めていくことになります。

ただ、毎回問題になりますが、アンケート結果を重視して決めていくというのが基本になるものの、この農作業労働賃金というのは、お互いが了解して相対で決めるのが理想です。

でも、そう単純にはいかない。

「やはり基準がほしい」ということで、絶対的な金額ではなく標準的な金額を示して、それを目安にその農地が置かれている条件を加味して、相対でプラスマイナス  $\alpha$  を決めてもらう。

「これはあくまでも標準額であること」と「委託側と受託側は相 反するものであること」の2点を念頭に置いていただければと思い ます。

我々農業委員の中でも、受託側にいる人が多いというのが現在の 状況ですが、受託側としての意見だけではなく、委託側の意見も十 分反映させながら協議していくということで、よろしくお願いしま す。

それでは協議のスタートということで、まずは平成22年から令和 4年までの標準額の推移についてです。

昨年度の協議でも使われている資料ですので、皆さんも記憶に残っているかと思います。

過去の協議でも、生産原価や燃料・資材費の高騰その他の理由で、 若干引き上げたいという希望もありましたが、もう少し状況を見る 必要があるのではないかということで、令和3年度まではほぼ据え 置きになっていた。

昨年度の協議で、皆さんの意見を聴きながら、作業項目ごとに1つ1つ検討した結果、「標準額の引き上げが必要だろう」ということで、「育苗」を670円から730円に、「畔ぬり」を50円から55円に、「もみ摺」を300円から350円に、「もみ摺・色彩選別機同時」を400円から450円に、それと雇用労働作業の「畑作業」を6,500円から6,700円に引き上げた。

これは、受託側には喜ばしい結果になりましたが、委託側にとっては「仕方がない」といったところでしょう。

今回も、「現在の標準額が適当」と回答した方が非常に多い。

ただ、新型コロナ禍やウクライナ戦争などによる物価高の中、「負担が大きいから、もう少し引き上げたい」という気持ちは、皆さん持っていると思う。

前回引き上げた作業項目に関しては、そう度々変更する訳にもいきませんが、もう少し状況を見て、「変更が必要」ということであれば、1年後か2年後に変えていく。

基本的には、今回はそれ以外の作業項目で、検討する必要性の高いものを掘り下げて、皆さんと協議して決めたいと思っております。 それから、雇用労働作業の賃金については、国が示す最低賃金を 下回らないように設定しなければなりませんので、よろしくお願い します。

それでは資料2、1ページの3番から協議を進めていきたいと思います。

「新たに設定する作業項目の検討」ということで、「ドローンによる防除」、「もみ殻処分料」、「耕作放棄地の管理費」、「機械がスタックした場合の引き上げ料」、「溝切り」の5つですね。

近年、全国で急速にドローンが普及して、いわき市でもスマート 農業の一環として、ドローン購入に係る補助率を引き上げました。

ドローン本体は200万円から300万円するらしいので、そう簡単に個人だけで買えませんからね。

今回のアンケートでは受託農家から2件、農業委員から3件、ドローンの作業項目を設定してほしいという意見がありました。

これについて、何か意見をお持ちの方いますか。

# 18番 鈴木(義) 委員

18番、鈴木です。

私、ドローンの作業項目を入れるという意見は出していませんが、 参考意見として聞いてください。

今年の4月、JA福島さくらでドローンの薬剤散布料金を出しましたが、1 反歩辺り1,650円です。

条件として「薬剤費は別途」、「作業面積:5 反歩以上」ということで、これを参考にして設定するかどうか決めればいいと思います。 私としては、設定してほしいという意見が5件あったということであれば、入れてもいいのではないかと思います。

以上です。

#### 議長 (草野会長)

その他ありますか。

今、義直委員が言った J A で出した料金、1,650円というのは私も聞いています。

薬剤については、どういったものを使うかによって値段が異なる

訳ですが、とりあえずこのドローンに関して、令和5年の標準額に 入れるということでよろしいですか。

#### 【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長) では、JAが出している料金を参考に、「ドローンによる防除」を 作業項目として設定することとします。

18番

会長、すみません。

鈴木(義)

補足ですが、JAは税込みで1,650円。

委員

税抜きだと、1,500円です。

議長 (草野会長) 税込みで1,650円、税抜きで1,500円ですね。

このJAの料金や他市の標準額を参考に、次回の協議で金額を決めていきたいと思います。

それから、毎回出ている「もみ殻処分料」ですが、これは事業系の一般廃棄物になる。

ただ、もみ殻に関しては、いわき市が循環型の農業政策を展開していけば、問題は解決する。

要するに、カントリーエレベーターみたいに、出たもみ殻をどんどん堆肥にして、利用者には「無料で持ち帰っていいよ」ということにすればいいのです。

昔だったら梨農家や畜産農家が引き取ってくれたのが、今はそういったことがなくなってしまったので、個人で出したもみ殻が山になっているのが現状だと思います。

ですので、「もみ殻処分料をいただきたい」という気持ちは分かりますが、これだけでは根本的な問題は解決しません。

いわき市が循環型の農業政策を展開していくには、市内の大手企業を巻き込んで、そういった施設・設備を整備する。

運営を民間に任せるか、行政主導にするかは置いといて。

それと、もみ殻の処理に関しては、以前にも話したことがあると 思いますが、「もみ殻を有機肥料に変える」ということで、福島大学 食農学類の金子先生が、小川町で講習会を開いたことがありました。

実演ということで、我々参加者が肥料を作った訳ですが、その会場になったのが、小川町の担い手であるAさん。

Aさんのところも、相当のもみ殻が出ます。

Aさんはローダーを持っているので、我々の何十倍の量のもみ殻 を混ぜながら、堆肥を作っております。

悩みとしては、「もみ殻をためておくと風で飛ばされて、近所に迷

惑がかかるので本当に困っている」という話はよく聞きます。

そこで、委員の皆さんの中で、もみ殻について困っていることや 活用方法とか、何か意見などはありますかね。

20番 坂本委員 議席番号20番、坂本です。

私も自作と作業の受託で、大体40袋超のもみ殻が出ます。

私のところでは、菌床農家さんから菌をいただいて、堆肥にして 1年から2年ぐらい寝かせています。

養分的にはほとんど土と同じで、窒素・リン酸カルシウムはない 状態で、田んぼよりも畑に良いということで、ほぼ全部還元してい ます。

今、肥料が高騰していますので、有機質が求められる時代が来るでしょうから、会長が小川町で参加したような講習会を通じて、堆肥化すれば自分の田んぼや畑、家庭菜園に使えることを紹介する。

あとは行政、市・県どちらでもいいので、そういった堆肥センターみたいな施設をいくつか作っていただければ、もみ殻の処分には困らなくなるのではないかと思います。

議長 (草野会長) こういった意見も、先ほど理委員も言っていたように、建議として市に申し入れていたところですが、今度は意見書としてまとめたうえで申し入れるという方向で行きたいと思います。

今、坂本委員が言ったように、これからは化学肥料よりも有機肥料の需要が高まってくると思います。

有機肥料は、作るのが大変ですけれども、「持続可能な開発目標」 ということで、色々な企業が「SDGs」を目指していますからね。

農業も「SDGs」に向かわないと、これからの競争には勝てません。 全てを有機にという訳ではなく、適宜有機を加えながら、安心な 農作物を栽培していくという方向性で言えば、もみ殻も有効な有機 肥料の原料になるということを念頭に置いていただきたいと思いま す。

今回、「もみ殻処分料」に関しては、作業項目として設定はしませんが、単純に「一般廃棄物だから駄目」ということではなく、堆肥化や化粧品などへの利活用について、情報収集を行っていく。

また、先ほど申し上げたとおり、堆肥化についての講習会開催や、 堆肥センターの整備について、意見書で市に申し入れる。

そういった方向で進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長

ありがとうございます。

(草野会長)

次に、「耕作放棄地の管理費」に移ります。

これについては、意見を出してくれた佐川委員に、趣旨を説明していただこうと思います。

佐川さん、どうでしょう。

8番 佐川委員 議席番号8番の佐川です。

これは私の提案というよりも、農作業労働賃金のアンケート調査の中で、担い手の方から提案された内容です。

農地の現状を見ますと、耕作放棄地というのは、農地中間管理事業だけでは対処し切れておりません。

となりますと、今のところほかに有効な手立てとして考えられる のが、この管理費ということです。

この管理費につきましては、初めて耳にされる方もいるかと思いますが、昨年度、私が簡単にまとめた管理費に関する文書がありまして、それを読んでいただければ、ある程度理解が進むのではないかと思います。

できればそれをご覧いただいてから、皆さんで検討していただきたいと思ったのですが。

私としては、耕作放棄地解消の手立ての1つになると思った次第です。

議長 (草野会長) あの文書は、私も読ませていただきました。

耕作放棄地の現状を訴えながら、農地をどうやって守っていくの かという点で、こういった手法もあるなと。

非常に同感するところもありました。

ただ、農業委員会で標準額を設定すること自体、タイミング的に まだどうなのかなと。

今、小川係長以下、農地調査係が各地の集会に顔を出して、集落 話し合いを徐々に進めている経緯があります。

農業委員会は、市の農林水産部、県の農林事務所、農地中間管理機構などと連携し、「人・農地プランから地域計画へ」ということで、目標地図の素案を作る方向になっております。

それと、やっと農業委員と推進委員が、車の両輪のように一緒に なって、地域に出向いて話し合いに参加しているところです。

「地域農業の未来を、地域全体で考える」という点では、今がまさに勝負時です。

この勝負に勝てれば、耕作放棄地対策は少なからず良い方向に流れると思うのです。

勝負に挑んだ結果、耕作放棄地が増えていくようであれば、管理 費のような手法を取らざるを得ないのかなと考えます。

## 8番 佐川委員

議席番号8番の佐川です。

この管理費につきましては、先日開催された50周年記念式典の講演の中で、福島大学の岩崎先生が少し触れておられました。

「耕作してくれる人がいないので、仕方なく管理費を払って耕作 してもらった」といったことをおっしゃっていました。

ですから、全く目新しい話ではありません。

あまり身構えて考える必要もないと思います。

実際、この耕作放棄地の問題というのは、なかなか解決が難しい と私は思っております。

# 議長 (草野会長)

岩崎先生は、中山間地域等直接支払制度の事例を拾っていましたね。

そういった地域に行くと、管理費を払って耕作してもらうといった事例もあるということで、先生も把握していると思います。

ですが、そういった地域全部が、管理費の手法を採っているかというと、必ずしもそうではないでしょうから。

私は、我々農業委員・推進委員のこれからの活動、まずは中山間 地域等直接支払制度をベースに落とし込んでいけば、結構解消でき る部分があるのではないかと思っています。

要は、農地を荒らしていた場合は、補助を受けられませんから。 だから、皆で草刈りをしたり、年3回から4回ロータリー耕をかけたりして、農地として保全している。

中山間地域等直接支払制度の補助事業から外れてしまったら、ますます荒れた農地が増えてしまいますからね。

それに、農業委員会が行う最適化活動では、「県の遊休農地等再生対策支援事業などの活用を視野に、遊休農地を再生・耕作する農業者の掘り起こし活動を実施すること」をうたっている手前、まずはこちらを優先する必要もある。

佐川委員、管理費は協議する意味がない訳ではなく、むしろ管理 費の導入まで至る前に、ほかに耕作放棄地を解消する策はないのか というところで、農業委員会としてもひと踏ん張りしたい。

我々農業委員と推進委員が頑張れば、良い結果が出ると信じて。

標準額を設定できないものではありませんが、そう少し状況を見 定める必要があると思うので、今回は見送りということでよろしい ですか。 8番

担い手の方には、そのように報告しておきます。

佐川委員

議長 (草野会長) ほかに委員の皆さんから、「耕作放棄地については、こう考えている」といった意見はございますか。

#### 【意見・質問なし】

議長 (草野会長) 耕作放棄地の解消は、取り組まなければならない課題ではありますが、管理費については今回、作業項目としては入れないということで、ご異議ありませんか。

#### 【「異議なし」との声あり】

議長

ありがとうございます。

(草野会長)

次に、「機械がスタックした場合の引き上げ料」に移ります。

これに関しては、機械の落ち方とか、そもそも引き上げる機械を 持っていないと対応できないとかもあるでしょうし、疑問点が色々 ありますね。

基本的に相対で決めるべきことだと思いますが、そういった事例 はないですか。

20番 坂本委員 議席番号20番、坂本です。

先日、機械のスタックという訳ではありませんが、道路が細くなっている箇所に車が斜めに落ちて、近隣に迷惑がかかっている場面に父が出くわしました。

たまたま知っている方で、このままでは交通の妨げになるから、 父がトラクターで引き上げたのですが、「困ったときはお互い様」と いうことで、その場ではお金をもらいませんでした。

万が一自分がスタックしたときに、引き上げてもらうこともあるでしょうから。

そのときもそうでしたが、「標準額に基づいて、いくら取る」とい うよりも、相手に気持ちがあれば、金額の大小にかかわらず、包ん で持ってくる訳ですよ。

これを、例えば「標準額で10,000円」といったことをすると、何と言うか、心を見透かされるかなと私は思います。

現地調査で来られた方は分かると思いますが、私のところは道路 が狭くて、車を落とす人が結構います。

落とした人は、携帯で調べたレッカー業者に電話するのですが、

# 20番 坂本委員

「その地区だったら、地元の人に頼んで引き上げてもらった方が早い」と言われるみたいで、私も今まで色々、佐川急便さんやクロネコヤマトさんも引き上げてやっています。

そのとき、料金のことを聞かれますが、私は「お金はいらないよ」 と答えています。

もしも田んぼでスタックした場合、隣近所の大きいトラクターや コンバイン、バックホウを持っている人に引き上げてもらうことに なると思いますが、「困ったときはお互い様」ですからね。

後は、落ちた人の気持ち次第だと思います。 以上です。

### 議長 (草野会長)

坂本委員が言ったように、これは気持ちの問題だと私も思いますね。

「困ったときはお互い様」ということで、この範疇で処理できる ものについて、農作業労働賃金として設定するのは、何だか違う気 がします。

レッカー業者や自動車整備工場の4トン車、デリック車に引き上げてもらうと、それなりの値段を払わなければならない。

それが、高いか安いかは別としてもね。

そういう処理をされている現実もあるし、直接的な農作業でもないので、これは作業項目としては入れないということで、よろしいですかね。

# 【「はい」との声あり】

# 議長 (草野会長)

ありがとうございます。

次に、「溝切り」に移ります。

これについては、受託農家から2件要望があったとのことですが、 自前で田植え機の後ろにアタッチメントを付けたり、手押しの機械 で溝を切っている事例が結構多いようですね。

私の周りでは、溝切りを誰かに頼むという話はあまり聞かないのですが、現実はどうなのでしょう。

# 18番 鈴木(義) 委員

これは、私がその受託農家さんから聞いたのですが、その地区の 田んぼは泥濘(注:ぬかり)が強くて、小規模な農家さんでは専用 の機械を買ってまで溝を切るのは、とてもできないそうです。

泥濘でどうしようもないということで、その受託農家さんは今ま で無償で溝切りをやっていたと。

それは、後で自分が稲刈りを頼まれたときに大変になるので、無

# 18番 鈴木(義) 委員

償でやっていたのですが、真夏の暑い時期に溝を切るので、「せめて 小遣い程度の額をもらえないのかな」ということです。

畔ぬりであれば、機械に付いているメーターで測れるけど、溝切りの場合、そうはいかないことが多いので、「暑い時期にやるのであれば、1時間で3,000円」という金額がポンと出た形です。

要するに、同じ1反歩でも色々な形の田んぼがあるので、「いちいち線を引っ張って」切った溝の長さを測るのか」という話も出て、1時間につき3,000円ぐらいがいいのかなということでした。 以上です。

# 議長 (草野会長)

相対で金額を決める場合、そういった方法は当然ありますね。 箱﨑委員は、溝切りの機械を持っていますか。

# 17番 箱﨑委員

いえ、持ってないです。

溝を切っている暇もなくて、逆に担い手さんにやってもらいたい というか、誰か紹介してもらいたいぐらいです。

そういった点で、もしも溝切りをやってくれる人がいて、標準額が決まっていれば、それをもとにお願いすることもできるのかなと思うところであります。

担い手の立場ですが、逆に「溝切りをやってくれる人がいればいいな」と。

# 議長 (草野会長)

溝切りについては、ほかの8市町村も標準額を設定している。

ただ、いつまでも水を入れっぱなしにした結果、泥濘がひどくなるケースもある。

逆に、泥濘がひどいとコンバインでの稲刈りが大変で苦労するから、登熟前に田んぼの水を落として、何とか早く乾くようにしている人もいる。

水管理が悪くて泥濘がひどい場合は、しっかり水の管理をすれば いいのですが、雨が長く続くこともありますからね。

「溝切り」については、もう少し協議する必要があると思います ので、今日は時間も押していますし、次回改めて協議することにし ましょう。

# 議長 (草野会長)

最後に、「圃場が遠い場合の機械の搬送代」です。

これは、直接的な農作業ではないし、搬送する距離もそれぞれ違うから、当事者間で柔軟に対応するのが好ましいと私は思いますが、この辺りのところ、どうでしょう。

2番

2番、四家誠です。

# 四家(誠) 委員

私も、時々農作業を頼まれることがありますが、機械を運ぶ手段がないので、相手の方に「そちらで機械を運んでくれるのであれば、 農作業を請け負いますよ」と言ったことがあります。

私も、当事者間でやるのが一番理想だと思うのですが、どうでしょうか。

### 20番 坂本委員

私も積載車を持っているので、色々なところに出向きます。

道路運送法のこともあるので、どういった名目かは分かりませんが、うちの地元ではお金を取っている人もいるみたいです。

その人から直接聞いた訳ではありませんけど。

私も受託側として、自宅から小名浜の住吉まで行ったり、勿来の 茨城県との県境近くに行ったりもするので、そういったものがあっ た方が助かるというのが本音です。

距離云々というよりも、1回の移動につき、例えば5,000円や10,000円とか。

生田目君も、田人の山の中まで上がっているし、箱﨑君も結構遠 い圃場まで行っていますよね。

私も、積載車にコンバインを載せて、稲刈りを頼まれた圃場に行くときに、山の木が被さっていたり、道幅が少し狭かったりして積載車で通るのが危ない場合、一度コンバインを降ろして100メートル進んだ後、またコンバインを積んで移動するといったこともあるので、そういったものがあると助かるかなと思います。

以上です。

### 12番 生田目委員

議席番号12番の生田目です。

坂本委員が言われたとおり、私も少し遠くまで出向いております。 まず、根本的な話ですが、標準額を設定するのであれば、「搬送代」 ではなく「出張費」とした方がよろしいかと思います。

なぜかと言うと、「搬送代」とした場合、それは運賃ということになり、許可を受けていない方が運賃を取るのは違法行為になるからです。

「出張費」とした場合、自分自身がそちらに行くための費用になるので、諸費用として扱うことができるはずです。

私も法律には詳しくないので、どこまでセーフなのかは分かりません。

ちなみに、農機具メーカーの場合は「引取・納品手数料」という 形で徴収していて、「搬送代」とはしておりません。

「運賃」として取るのであれば、積載車にはいわゆる「緑ナンバ

12番

一」も必要になります。

牛田目委員

ただ、自家所有の機械を搬送するので、法律的にどうなのかは詳しくないのですが、標準額として設定するのであれば、農作業を行うための「出張費」とするのが一番無難ではないでしょうか。 以上です。

議長

ありがとうございます。

(草野会長)

色々な意見が出ましたが、こちらについても、もう少し協議が必要なようです。

時間も押していますし、「溝切り」と同じく、次回改めて協議する ということにしましょう。

委員の皆さんも、配付された資料を時間があるときに見ていただ き、次回の協議に備えていただければと思います。

この後の実質的な協議は10月と11月の2回で、12月の総会で標準額を決定する流れですので、よろしくお願いします。

ただ、あまり頻繁に標準額を上下させることはできない

特に、前回変更した作業項目は、3年から4年は使ってみて検証 し、必要に応じて変更するというような仕組みでいきたいと思いま す。

という訳で、今回の「令和5年農作業労働賃金標準額について」 の協議は、この辺りで終了したいと思います。

議長

次に、その他に移ります。

(草野会長)

まず、事務局から何かありますか。

【事務局より「ありません」の声あり】

議長 (草野会長) ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」の声あり】

議長 (草野会長)

特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業 委員会第17回総会を閉会いたします。

### 4 議案・報告の内容及び審議結果

#### (1) 議案

| 番号  | 名称                          | 審議結果     |
|-----|-----------------------------|----------|
| 第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に<br>ついて | 原案のとおり可決 |
| 第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に<br>ついて | 原案のとおり可決 |
| 第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に<br>ついて | 原案のとおり可決 |
| 第4号 | いわき市農用地利用集積計画について           | 原案のとおり可決 |
| 第5号 | 非農地の判断について                  | 原案のとおり可決 |
| 第6号 | 農地移動適正化あっせん基準の一部改正につ<br>いて  | 原案のとおり可決 |

#### (2) 報告

| 番号  | 名称                           |
|-----|------------------------------|
| 第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について      |
| 第2号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について |
| 第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について       |

#### 5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

| 議案番号 | 議案名称              | 該当委員      |
|------|-------------------|-----------|
| 第4号  | いわき市農用地利用集積計画について | 2番・四家 誠   |
| 第4号  | いわき市農用地利用集積計画について | 10番・岡村 泰典 |

# 6 本総会の閉会時刻 <u>午後4時51分</u>

### 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

- 10 岡村 泰典
- 12 生田目 祥明

### 【議事録署名用紙(議長用)】



いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5年 2月 14日

職長草野之—

#### 【議事録署名用紙(議事録署名人用)】



いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 **5** 年 **2** 月 **14** 日

議事録署名人 | ム オナ 赤央

### 【議事録署名用紙(議事録署名人用)】



いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5年 2月 17日

議事録署名人 生田目 泽明